

別表 1

サービス区分	支給単位
通所系	
生活介護	1 事業所当たり
短期入所（単独型）	
療養介護	
自立訓練（機能訓練）	
自立訓練（生活訓練）	
自立訓練（宿泊型）	
就労移行支援	
就労定着支援	
就労選択支援	
就労継続支援 A 型	
就労継続支援 B 型	
地域活動支援センター	
心身障害者地域デイケア施設	
共同生活援助系	
共同生活援助（介護サービス包括型）	1 住居の定員 1 人 当たり
共同生活援助（日中サービス支援型）	
共同生活援助（外部サービス利用型）	
生活ホーム	
児通所系	
児童発達支援	1 事業所当たり
児童発達支援センター	
医療型児童発達支援センター	
放課後等デイサービス	
児・者 入所支援施設	
障害者入所支援施設	定員 1 人当たり
福祉型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設	

注）本体施設（共同生活援助や入所支援施設）に併設している短期入所（併設型）の定員数は、本体施設の定員数に足し合わせるものとする。

注）原則、「1 事業所当たり」とは、指定時に与えられる事業所番号毎の申請となるが、例えば、事業所番号 1 1 1 1 2 2 2 2 の事業所が生活介護と就労継続支援事業 B 型を提供している場合、申請は 1 事業所となる。

別表 2

通所系	支給単位	LPガスを利用している場合
生活介護	1 事業所当たり	9,600円
短期入所（単独型）		
療養介護		
自立訓練（機能訓練）		
自立訓練（生活訓練）		
自立訓練（宿泊型）		
就労移行支援		
就労定着支援		
就労選択支援		
就労継続支援 A 型		
就労継続支援 B 型		
地域活動支援センター		
心身障害者地域デイケア施設		
共同生活援助系	支給単位	LPガスを利用している場合
共同生活援助（介護サービス包括型）	1 住居の定員 1 人 当たり	1,900円
共同生活援助（日中サービス支援型）		
共同生活援助（外部サービス利用型）		
生活ホーム		
児通所系	支給単位	LPガスを利用している場合
児童発達支援	1 事業所当たり	4,000円
児童発達支援センター		
医療型児童発達支援センター		
放課後等デイサービス		
児・者 入所支援施設	支給単位	LPガスを利用している場合
障害者入所支援施設	定員 1 人当たり	1,400円
福祉型障害児入所施設		
医療型障害児入所施設		

注）本体施設（共同生活援助や入所支援施設）に併設している短期入所（併設型）の定員数は、本体施設の定員数に足し合わせることをとする。

注）「共同生活援助系」の支給単位は、1 住居当たりの定員数とし、1 住居当たりの定員数が 5 人未満の場合は一律 6 人とする。また、プロパンガスの契約の場合の 1 住居当たりの補助額については、補助単価に定員数を乗じた額から、埼玉県で別途実施される「埼玉県 LP ガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額 1,600 円を減算することとする。

注）「児・者 入所支援施設」におけるプロパンガス契約の場合の 1 施設所当たりの補助額については、補助単価に定員数を乗じた額から、埼玉県で別途実施される「埼玉県 LP ガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額 1,600 円を減算することとする。